

平成 30 年度通常総会 議事録

平成 30 年 4 月 28 日(土)午前 9 時 00 分より、福岡県糟屋郡新宮町新宮東 4 丁目 1 番 1 号そびあしんぐう研修室 1 において平成 30 年度通常総会を開催した。

会員総数：32 名

出席者総数：29 名(内訳：本人出席 9、委任状出席 20)

なお、上記に加え、オブザーバーとして 2 名が参加した。

副理事長 金田公史が開会を宣言したのち、理事長 田原幸佑が理事長挨拶を行った。定款第 26 条に基づき議長に選出された中山省悟は議長席につき、総会定数は成立している旨を宣言した。なお、定款第 30 条 2 項に基づき、大北奈々恵、長野翼の 2 名が議事録署名人に選出された。議事に入る前に、理事長 田原幸佑から平成 29 年度事業報告、及び会計担当者 理事 長野翼より平成 29 年度活動決算報告、並びに監事 檜山英一から平成 29 年度監査報告(理事長 田原幸佑が監査報告書を代読)が行われた。

報告事項 平成 29 年度事業報告及び活動決算報告並びに監査報告について

理事長 田原幸佑は平成 29 年度事業報告について議案書に沿って説明を行った。

会計担当 理事 長野翼は平成 29 年度活動決算報告について議案書に沿って説明を行った。

理事長 田原幸佑は平成 29 年度監査報告について監事 檜山英一の代理として監査報告書の代読を行った。

(質疑応答)

会員：活動費が 0 円となっているが、実際の活動と相違があるのではないか。

長野理事：経費処理上の都合により、会計報告書としては 0 円となっている。今年度以降は計上方法の見直しを予定している。

田原理事長：講習会運営上の都合で、会計報告では利益のみ計上している。

会員：会計報告と活動報告の期間を合わせた方が良い。

田原理事長：新宮町への助成金申請に合わせるため、このような様式となっている。本年度以降はどちらも年度単位で合わせることを検討する。

会員：法人化を目指して、このような報告を行っていくという考えで良いか。その場合、複式簿記の適用が必要。

田原理事長：団体としての方向性は検討中だが、個人としては法人化も目指していきたい。現時点では、人数や環境が豊かになってきたので、法人に近づく方向で、組織化を図っていききたい。

第一号議案 役員改選について

理事長 田原幸佑は役員改選について議案書に沿ってこれまでの経緯と候補者案について説明を行った。

第一号議案 役員改選について、別段の異議なく全会一致で承認可決した。

なお、被選任者は即時就任を承諾した。

ここで、総会は一時的休憩とし、その間、定款第14条2項により、第一号議案の役員改選で選任された理事で、理事長、副理事長を互選で選任するための理事会を開催した。

理事会において、理事長 田原幸佑(再任)、副理事長 金田公史(再任)が全会一致で選任された。なお、被選任者は即時就任を承諾した。

理事長に再任された田原幸佑は、理事長、副理事長が理事会で選任されたことを総会へ報告し、挨拶と所信表明を行った。

議長 中山省悟は引き続き議事に入った。

第二号議案 平成30年度事業計画(案)について

第三号議案 平成30年度活動予算(案)について

理事長 田原幸佑は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までにおける事業計画を議案書に沿って説明を行った。

引き続き、理事長 田原幸佑は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までにおける活動予算を議案書に沿って説明を行った。

(質疑応答)

会員：いつからパトロール開始なのか、いつ実施するのか。

田原理事長：7月第1週の土日からパトロールを開始する予定だが、具体的な日程は別途連絡する。昨年同様に土日祝日は欠かさず実施することを想定している。昨年はユニットハウスの設置が間に合わず、例外的にパトロール開始が遅かった。

オブザーバー：なぜユニットハウスが遅れたのか

田原理事長：役場側で設営の手配が間に合っていなかった。

別会員：ユニットハウスと監視タワーは同日に設置されるのか。

田原理事長：同日を予定している。

会員：小屋がなくてもタワーがあればパトロールできるのか。

田原理事長：可能だが、チームとして動くのであれば設備は必要だと考えている。

オブザーバー：昨年7月1日の事故について行政のスタンスはどのようなのか。

田原理事長：事故についての議論はされていない。個人の考え方は様々である。思いを変え

ていくよりも、こちらから積極的に動いて設置を早めてもらう方が早いと考えている。

会員：シミュレーション審査会等を役場に見に来てもらってはどうか。

田原理事長：昨年も声をかけたが、参加は0だった。

佐藤監事：意見として述べる。ニッパーボードの購入を検討してほしい。10本あればできることがかなり広がる。

第二号議案 平成30年度事業計画(案)について、及び第三号議案 平成30年度活動予算(案)について、上記の質疑応答を経て、別段の異議なく全会一致で承認可決した。

第四号議案 定款の一部改正(案)について

理事長 田原幸佑は、議案書に沿って定款第6条、第23条、第47条の一部改正について説明を行った。

(質疑応答)

会員：決算を待たずに予算を出すのは当たり前ではないのか

田原理事長：ごもっともな意見。定款からこれらを削除するからといって総会に報告をしないわけではない。あくまでも定款違反にならないよう、提案させていただいた。

会員：新宮町へ報告するにあたり、お金の流れと活動報告を一緒に出さないといけないのか。

田原理事長：役場の決まりで、昨年度分は3月31日締め、4月5日に報告となっていた。

会員：新宮町へ報告するにあたり、総会で承認されていることを求められるのではないならば、定款違反には当たらないのではないのか。

会員：どうにか総会を助成金申請の前に実施することはできないのか。別の時期にやることは可能か。

長野理事：JLAへの会費確定が3月中旬、そこから集金等して助成金申請の会計報告が4月5日までなので余裕はない。

田原理事長：5月や6月に実施するとしても、九州大会や大会警備等を考慮すると難しい。

会員：運営を考慮して、会計を暦年ベースにしてはどうか。

田原理事長：新宮町への会計報告が年度単位と指定されており、変えられない。

長野理事：4月5日は助成金をもらうための期日であり、前年度決算のみの報告とすれば若干の猶予がある。

オブザーバー：町に出した事業計画案などをあとから変えても定款違反にならないのではないのか。

田原理事長：定款第 23 条と第 47 条の変更について、出席者全員の意見を伺いたい。

会員：役場とのやり取りをしっかりとしたいのか、クラブ内でしっかりとしたいのか、よくわからない。

佐藤監事：解釈の問題。定款の変更が目的ではないので今回急ぐ必要はないのでは。

オブザーバー：クラブの総会で議決されたものでなければ役場に通らないわけではないなら、この変更は必要ないのでは。

中山理事：この定款は JLA の定款とほぼ同じとなっており、NPO 化を想定したものになっているようだ。町が総会における議決を想定していないのであれば、町への報告と、総会で議決されるべきものは別でもいいのではないか。

大北理事：役場の助成金が終了しても、タワーの設置など役場とのつながりは今後も続く。役場内で当クラブの立場が上がっても認めてもらえるように、時間をかけてしっかりと作り上げていきたい。今年は保留でもいいのではないか。

佐藤監事：今回の提案内容だけでなく、他にも改正が必要な点があると考えている。解釈の問題で対応できるなら、今回急いで変更しなくても良いのではないか。


第四号議案 定款の一部改正(案)について、以上の質疑応答をふまえ、田原理事長より第四号議案を第 6 条の変更のみとする旨の修正動議が提出された。議長はこれを議場に諮り、全会一致であったためこれを認めた。修正された第四号議案(定款第 6 条の変更のみ)は全会一致で承認可決された。なお、第四号議案のうち、定款第 23 条と第 47 条の変更については継続審議事項とした。

議長 中山省悟は以上をもって本日の議事は終了した旨を述べ、午前 10 時 35 分に閉会した。

以上

平成 30 年 4 月 28 日

議長

中山 省悟 

議事録署名人

長野 真 

大北 奈穂 